足立区地域自立支援協議会の目的・機能

資料３

1　法的な位置づけ（障害者総合支援法）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3　協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第百九条

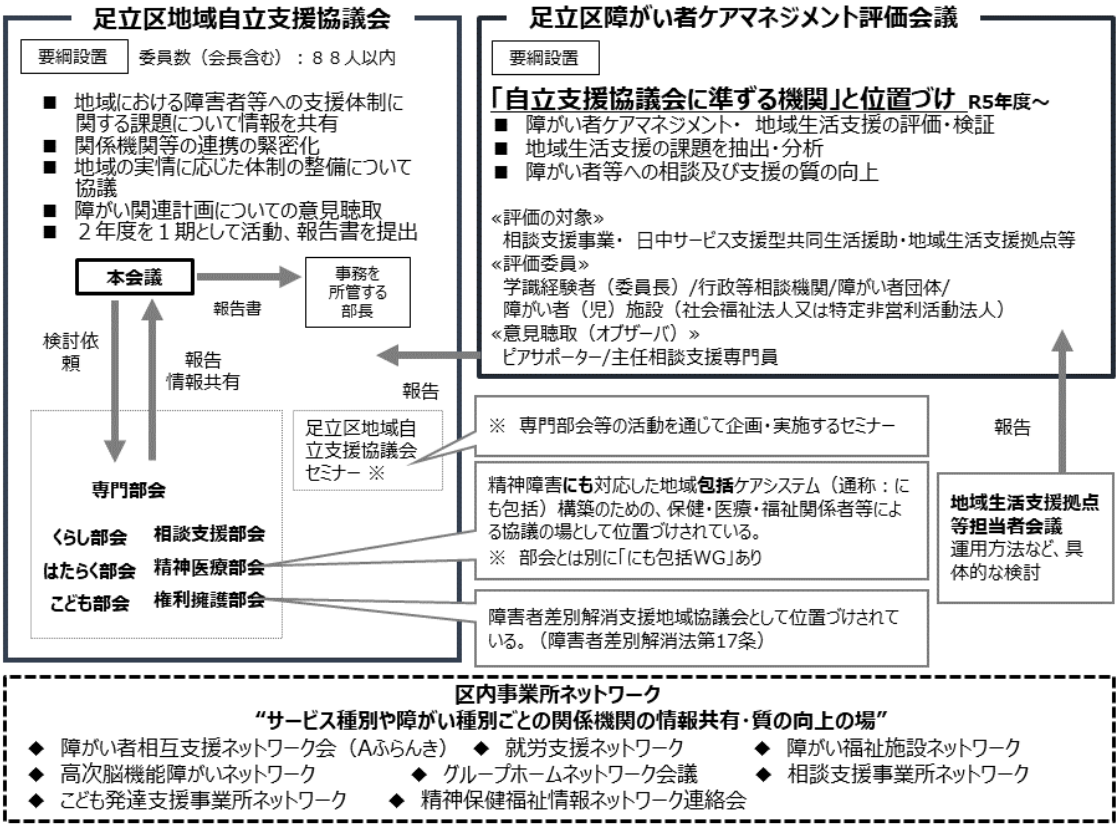
2　第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　役割

① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
④ 地域における関係機関の連携強化
⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
⑦ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携等

3　現在の足立区地域自立支援協議会の構成　2023（令和５）年度から

足立区の「協議会」と関連ネットワーク



４　各専門部会の目的と令和６・７年度の重点課題

	目的	重点課題（令和６・７年度）
くらし部会	区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。 （障害者総合支援法等）	1　高齢化の課題 2　障がい福祉計画「くらし」に関する施策の情報交換・課題の検討 3　事業所等への情報提供
はたらく部会	障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。 （障害者総合支援法・障害者雇用促進法等）	1　働き方の多様化や法改正といった外的環境の変化に伴い、働くことを希望する障がいのある人や雇用を検討する事業者に対して、適切な情報提供及び整理を行う。また障がいがある人の就労支援を行う関係者全体の支援の質の向上を目指し、具体的な取り組みを進める。
こども部会	さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の１５の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。 また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。 （児童福祉法等）	1　各機関の活動内容等について情報共有し、「横の連携」をテーマに、顔の見えるつながりについて検討していく。 2　部会の会場を委員の所属機関で実施することで施設を理解し、より深い議論につなげていく。 3　子ども・若者の意見を聴く機会を設定し、今後の協議内容に反映させていく。
相談支援部会	障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。 （障害者総合支援法等）	1　相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。 2　相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。 3　相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。
権利擁護部会	地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。 （障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度、権利条約）	1　障がい者差別解消および合理的配慮に関する相談事例の共有と、区の相談体制や法律の周知・PR方法について検討する。 2　意思決定支援と成年後見制度における「チームによる権利擁護支援」の在り方について各委員の視点から意見交換を行う。 3　障がいのある方に対する虐待防止について、各委員がそれぞれの立場で事例を通して検討を行う。 4　障がい理解と共生社会に向けた啓発活動（PR）を、子どもや企業など接点が少ない層にも「自分ごと」として捉えてもらうための工夫を検討する。 5　成年後見制度の見直しや他自治体の法人後見の事例を通じ、権利擁護支援を支える仕組みづくりについて協議する。
精神医療部会	精神障がい者の支援に関する連携及び調整 （精神保健福祉法）	1　「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議及び情報共有。

足立区地域自立支援協議会ホームページ
https://www.city.adachi.tokyo.jp/s-engo/jiritusienkyogikai.html
トップページ＞メニュー＞区政情報＞区政運営＞計画・報告＞報告・会議録＞福祉・健康＞足立区地域自立支援協議会

足立区地域自立支援協議会　本会議・専門部会の協議の進行について

1　協議において大切にしたいこと

足立区地域自立支援協議会では、次のことを大切にしています。

共通の目的	障害者総合支援法がめざす **「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」**や、足立区の計画における **「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」** について、全員が大きな共通意識を持ちながら参加します。
情報の共有	参加者が抱える実際の個別事案から、地域の実情や、地域課題を集め共有します。※「個別支援会議」が原点
具体的協働	持ち寄った地域の課題については、参加者が、自らの課題として受け止め、自分のところでは何ができるのかと考え、共に解決しよう、一歩でも前進しようという立場で協力していきます。
地域の関係者によるネットワークの構築	様々なニーズに対応していくため、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意していくよう取り組みます。

2　進行役

本会議は会長に、専門部会は部会長に進行をお願いしています。

3　公開・非公開

（1）本会議と専門部会は、公開（＝傍聴者あり）を原則としています。

（2）本会議は、専門部会で詳しく検討された内容をもとに、地域の課題などの全体的な内容を取り上げるため、公開としています。

（3）専門部会は、個別事案（個人が推測される可能性がある内容）を取り扱う場合に限り、部会長の判断により非公開とします。たとえば、年数回開催する専門部会のうち１回を非公開とすることもできます。

（4）専門部会を公開として開催していたものの、協議の進行上、個別事案について取り上げる必要が生じた場合、部会長は、傍聴者に一時退室を求めることができます。

4　情報発信と個人情報の取り扱いについて

（1）協議会では、参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄るなど、個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として発信し、共有します。

（2）公開の会議で、個別事案をもとにした「地域の情報」を取り上げる際は、固有名詞を避け、事案を抽象化、一般化するなど、プライバシーに十分配慮ください。

5　会議録の作成とホームページの掲載について

（1）会議録作成のため、会議の様子を録音させていただいております。

（2）公開にそぐわないものを除き、会議録（内容・発言者名）は足立区ホームページに公開します。

（3）ご発言をいただいた委員の皆様には後日、会議録（案）をお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。